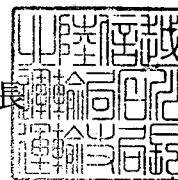




石運輸第 832号の4
石運整第 422号の4
平成24年11月26日

旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
について

今般、「旅客自動車運送事業者運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正されたので、了知願います。

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新			旧		
	国自総第	446号		国自総第	446号
	国自旅第	161号		国自旅第	161号
	国自整第	149号		国自整第	149号
	平成14年	1月30日		平成14年	1月30日
一部改正	国自総第	120号	一部改正	国自総第	120号
	国自旅第	46号		国自旅第	46号
	国自整第	47号		国自整第	47号
	平成14年	6月28日		平成14年	6月28日
一部改正	国自総第	286号	一部改正	国自総第	286号
	国自旅第	132号		国自旅第	132号
	国自整第	114号		国自整第	114号
	平成14年	10月1日		平成14年	10月1日
一部改正	国自総第	540号	一部改正	国自総第	540号
	国自旅第	243号		国自旅第	243号
	国自整第	226号		国自整第	226号
	平成15年	3月31日		平成15年	3月31日
一部改正	国自総第	553号	一部改正	国自総第	553号
	国自旅第	263号		国自旅第	263号
	国自整第	186号		国自整第	186号
	平成16年	3月29日		平成16年	3月29日
一部改正	国自総第	392号	一部改正	国自総第	392号
	国自旅第	185号		国自旅第	185号
	国自整第	83号		国自整第	83号
	平成17年	12月5日		平成17年	12月5日
一部改正	国自総第	329号	一部改正	国自総第	329号
	国自旅第	187号		国自旅第	187号
	国自整第	95号		国自整第	95号
	平成18年	9月29日		平成18年	9月29日
一部改正	国自総第	587号	一部改正	国自総第	587号
	国自旅第	328号		国自旅第	328号
	国自整第	179号		国自整第	179号
	平成19年	3月30日		平成19年	3月30日
一部改正	国自安第	29号	一部改正	国自安第	29号
	国自旅第	82号		国自旅第	82号
	国自整第	42号		国自整第	42号

平成20年 6月11日
 一部改正 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 一部改正 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年11月20日
 一部改正 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 一部改正 国自安第 170号
 国自旅第 246号
 国自整第 145号
 平成23年 3月31日
 一部改正 国自安第 76号
 国自旅第 169号
 国自整第 147号
 平成24年 4月16日
 一部改正 国自安第 34号
 国自旅第 206号
 国自整第 56号
 平成24年 6月29日
 一部改正 国自安第 48号
 国自旅第 223号
 国自整第 70号
 平成24年 7月18日
 一部改正 国自安第 105号
国自旅第 331号
国自整第 158号
平成24年11月22日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

平成20年 6月11日
 一部改正 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 一部改正 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年11月20日
 一部改正 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 一部改正 国自安第 170号
 国自旅第 246号
 国自整第 145号
 平成23年 3月31日
 一部改正 国自安第 76号
 国自旅第 169号
 国自整第 147号
 平成24年 4月16日
 一部改正 国自安第 34号
 国自旅第 206号
 国自整第 56号
 平成24年 6月29日
 一部改正 国自安第 48号
 国自旅第 223号
 国自整第 70号
 平成24年 7月18日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条（略）

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① (略)

イ. (略)

ロ. 高速ツアーバス等（「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号）において規定する高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)～(ヲ) (略)

ニ. (略)

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。以下同じ。）が10時間を超える場合

ヘ. 貸切バス（高速ツアーバス等以外の貸切バスをいう。以下この項において同じ。）の夜間運行において、その一運行実車距離が500kmを超える場合

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条（略）

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① (略)

イ. (略)

ロ. 高速ツアーバス（高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。以下この項において同じ。）及び会員制高速バス（会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)～(ヲ) (略)

ニ. (略)

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間）が10時間を超える場合

ト. 貸切バスの夜間運行において、以下の(イ)又は(ロ)のいずれかを満たしていない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、当該運行を行う事業者が上記ハ.の(イ)から(ニ)までに掲げる全ての取組について実施し、上記ハ.の(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうちいずれかを実施するとともに、これらの実施状況を公表していること

(ロ)当該運行に乗務する運転者の休息期間及び休憩時間が次の(i)から(iii)までの条件をいずれも満たしていること

(i)当該運行の運行直前の休息期間が11時間以上であること

(ii)当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること

(iii)当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設(運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む)をいう。)で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保していること

② (略)

② (略)

附 則 (平成24年11月22日付け国自安第105号、国自旅第331号、国自整第158号)

改正後の通達は、平成24年12月1日から施行する。

夜間の貸切バスは実車400km超の場合、交替運転者が必要です

これまで

「貸切バスの交替運転者の配置の指針」

「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)で定められた2日を平均した1日当たりの運転時間の上限(9時間)に相当する乗務距離の上限は、670kmとする(ただし、高速道路における乗務距離に、一般道路(高速道路以外の道路をいう。)における乗務距離を2倍(北海道のみにおいて乗務する場合は1.7倍)に換算したものを加算。)

※指針の対象となる乗務

一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務であって、高速道路における走行を伴うもの。

貸切バスの交替運転者の配置基準を策定

◆高速ツアーバス等の夜間運行の配置基準◆

平成24年7月20日から実施済み

【高速ツアーバス等】

- ・**高速ツアーバス**:高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バス
- ・**会員制高速バス**:会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バス

<概要>

- 一運行実車距離が400kmを超える場合、交替運転者を配置する。
ただし、事業者が特別な安全措置(※)を実施し、その内容について公表している場合は、一運行実車距離が500kmを超える場合に交替運転者を配置する。
- 運転者の1日の乗務時間が10時間を超える場合、交替運転者を配置する。

(※)…特別な安全措置

- ①必須項目(全て)
 - 遠隔地における第3者立ち会いによる点呼又はITを活用した点呼
 - デジタル式運行記録計による運行管理
 - 連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保
- ②選択項目(左記に加え以下に1つ以上該当)
 - 日本バス協会の安全性評価認定を受けている
 - 安全運行協議会による安全措置に関する調査を実施
 - 高速バス運転者の育成プログラムを有する
 - ドライブ・レコーダーによる運転者指導
 - 衝突被害軽減ブレーキの装着
 - 車線逸脱警報装置の装着
 - 居眠りを感じることができる装置の装着
 - 24時間体制による運転者サポート

◆貸切バス(*)の夜間運行の配置基準◆

* 高速ツアーバス等以外の貸切バス

平成24年12月1日から適用

<概要>

- 一運行実車距離が400kmを超える場合、交替運転者を配置する。
ただし、次のイ又はロを満たす場合は、**一運行実車距離が500kmを超える場合に**交替運転者を配置する。
 - イ 運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、**特別な安全措置(※)を実施し、その内容について公表している場合**
 - ロ 運転者の**休息期間及び休憩時間が**以下の(i)~(iii)の条件を全て満たす場合
 - 運行直前の休息期間が11時間以上
 - 連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保
 - 実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設(運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む)をいう。)で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保

詳細は次ページ参照

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」

〔根拠法令〕 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第6項

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

上記法令の解釈及び運用を改正

○「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の改正箇所

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ、勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

- (イ) 拘束時間が16時間を超える場合
- (ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
- (ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

ロ、高速ツアーバス（「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について）（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号）において規定する高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ、高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(ト)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

- (イ) 遠隔地において当該運行の乗務前又は乗務後の点呼を電話により行う際、当該運行を行う事業者が、共同運行事業者その他の事業者（以下「共同運行事業者等」という。）と点呼時の立会いに関する契約に基づき、当該共同運行事業者等の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が運転者に立ち会っていること、当該運行を行う事業者の他の営業所の運行管理者等が立ち会っていること、又はITを活用した点呼（運転者が所属する営業所に設置した装置（以下「設置型端末」という。）及び運転者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、運行管理者等が当該運転者の疾病、疲労等の状況を随時確認できると同時に、携帯型端末のカメラで撮影した画像及びアルコール検知器の測定結果によって運行管理者等が当該運転者の酒気帯びの有無について確認できるとともに、当該測定結果を運行管理者の営業所の設置型端末へ自動的に記録し、及び保存できる点呼をいう。）を行っていること
- (ロ) 当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行っているとともに、デジタル式運行記録計の記録に基づく運転者指導を行っていること
- (ハ) 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
- (ニ) 当該運行を行う運転者の運行直前の休息期間が11時間以上であること
- (ホ) 当該運行を行う事業者が公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、現に認定を受けていること
- (ヘ) 当該運行を行う事業者が参加する安全運行協議会（「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」（平成24年6月18日付け、国自旅196号）に規定する安全運行協議会をいう。）が設置され、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、旅行業者のスタッフ又はこれに準ずる者による調査が行われていること
- (ト) 当該運行を行う事業者が高速バス運転者の育成プログラム（組織として体系的にバス運転者を育成することを明記したプログラムであって、経験年数別に座学・実技を含む研修の実施を含むものをいう。）を有し、それに従い運転者の育成を行っていること
- (チ) 当該運行を行う事業者が映像記録型ドライブレコーダーを用いて、運転者指導を行っていること
- (リ) 当該運行の用に供される車両に、衝突被害軽減ブレーキを装着していること
- (ル) 当該運行の用に供される車両に、車線逸脱警報装置を装着していること
- (レ) 当該運行の用に供される車両に、居眠りを感じできる装置を装着していること
- (ロ) 当該運行の運行管理を行う運行管理者等が24時間にわたって運行中は営業所に常駐して運転者を支援する体制を敷いていること

ニ、高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が上記ハ、の(イ)から(ニ)までに掲げる取組の全ての実施状況及び(ホ)から(ト)までに掲げる取組のうちの実施状況について、旅行業者等が当該運行に係る予約の受付を開始するまでにインターネット上に公表しない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

ホ、高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乘務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。以下同じ。）が10時間を超える場合

ヘ、貸切バス（高速ツアーバス等以外の貸切バスをいう。以下この項において同じ。）の夜間運行において、その一運行実車距離が500kmを超える場合

ト、貸切バスの夜間運行において、以下の(イ)又は(ロ)のいずれかを満たしていない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

- (イ) 当該運行に乘務する運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、当該運行を行う事業者が上記ハ、の(イ)から(ニ)までに掲げる全ての取組について実施し、上記ハ、の(ホ)から(ト)までに掲げる取組のうちいずれかを実施するとともに、これらの実施状況を公表していること
- (ロ) 当該運行に乘務する運転者の休息期間及び休憩時間が次の(イ)から(iii)までの条件をいずれも満たしていること
 - (i) 当該運行の運行直前の休息期間が11時間以上であること
 - (ii) 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
 - (iii) 当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設（運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む）をいう。）で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保していること

② (略)

【参考】

運輸規則第21条第6項
（交替運転者の配置義務）
違反時の行政処分基準

交替運転者の配置義務違反	初違反	再違反
未配置5件以下	警告	20日車
未配置6件以上15件以下	10日車	30日車
未配置16件以上	20日車	60日車